

番号	1. (1)
項目	採択を決定する教育委員会をはじめ、調査研究委員会、選定委員会等を公開で行うこと。
<p>(回答)</p> <p>教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めることとされています。</p> <p>大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下、「選定委員会」という。）規則には、「調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない」とあります。</p> <p>選定委員会の会議要旨及び採択に係する文書（選定委員会の答申等）につきましては、採択後、公表するよう努めてまいります。</p> <p>なお、教科書採択を行う際の教育委員会会議につきましては、公開で実施しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	1. (2)
項目	上記の場合において、希望者が全員傍聴できるよう、最大限の努力を行うこと。傍聴者が会場に入りきらない場合は別会場を用意して審議内容を中継する、インターネットによる同時動画配信を行うなどの工夫を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会会議の傍聴者の定員については、大阪市教育委員会会議傍聴規則に基づき、傍聴者の定員を 10 人と定めておりますが、教育長が必要と認めた場合については、10 人以上の傍聴を認めることがあります。</p> <p>令和 3 年度から市立中学校で使用する教科用図書の採択を行った、令和 2 年第 11 回教育委員会会議では、当初定員を 80 人としていたところ、傍聴申込者が定員 80 人を超え 89 人でしたが、会場に収容可能な範囲で特別に傍聴席を追加して、傍聴希望者の全員を傍聴可能といたしました。</p> <p>また令和 6 年度から市立小学校で使用する教科用図書の採択を行った、令和 5 年第 12 回教育委員会会議では、当初定員を 100 人としていたところ、傍聴申込者は 33 人でしたので、傍聴希望者全員の傍聴が可能でございました。</p> <p>採択教科書を決定する議案が上程される会議につきましては、市民の関心が高く、傍聴を希望される方も多く見込まれることから、今年度の会議におきましても、従前のおり、可能な限り傍聴希望者全員が傍聴できるような配慮をいたします。</p> <p>なお、会場の収容人数の関係上、希望者全員が会場内で傍聴をすることが難しい場合は、別室でも視聴できるようにするなど努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 教育政策課 電話：06-6208-9014

番号	1. (3)
項目	教科書発行者名は「A社」「B社」などとせず、実名を出して審議すること。
(回答) 本市におきましては、教科書発行者名で審議を行っております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	1. (4)
項目	採択に関係するすべての文書（教育委員会の会議録、調査研究委員会の調査研究報告書、選定委員会等の選定理由書など）は会議後、9月1日を待つことなく、可及的速やかに公開すること。
<p>(回答)</p> <p>教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めることとされています。</p> <p>大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下、「選定委員会」という。）規則には、「調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない」とあります。</p> <p>選定委員会の会議要旨及び採択に関係する文書（選定委員会の答申等）につきましては、採択後、速やかに公表するよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	2.(1)
項目	見本本の回覧については学校に留置される日数を十分確保し、教員（非常勤講師、免許外教員等を含む。以下同）が勤務校で調査研究できるよう保障すること。
<p>(回答)</p> <p>各校で実施します学校調査会の時間を十分に確保するために、見本本の留置期間につきましては検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	2. (2)
項目	教員が勤務時間内に展示会に行く場合は職免扱いとし、不利益扱いをしないこと。
<p>(回答)</p> <p>大阪市の学校調査会では、展示会を利用しておらず、勤務校または代表校にて見本本の設置を行い、調査を行っております。見本本の調査に関して、業務として行っているため、職務免除ではありません。</p> <p>なお、勤務校外で業務が必要な場合は出張として取り扱っています。</p>	
担当	教育委員会事務局 教職員サービス・監察グループ 電話：06-6208-9059

番号	2.(3)
項目	<p>学校票を実施して、教員が採択を希望する教科書が明示されるようにするとともに、その意向は教育委員会による採択の際に、最大限尊重すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>採択にあたっては、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき、教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することとし、教育委員会が諮問し、選定委員会が調査、研究を経て作成した答申を参照し、採択を行います。</p> <p>選定委員会は、採択地区ごとに専門性の高い管理職及び教員で構成される専門調査会と、各学校の校長及び教員で構成される学校調査会を設置しており、現場教員による調査の結果が選定委員会に報告されます。調査会等が作成する資料については、文部科学省の通知に則り、採択権者の責任が不明確になることのないよう留意しつつ、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	3. (1)
項目	調査研究委員会および選定審議会（委員会）に、学校の管理職だけでなく、実際に教科書を使って授業を行う教員を適切な人数配置し、その意見を報告者に反映すること。
<p>(回答)</p> <p>大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の第8条において、「委員会は、地区部会ごとに専門調査会を、学校ごとに学校調査会を置く。」とし、「専門調査会及び学校調査会は、委員長が指名する学校の校長及び教員で組織する。」と定めています。</p> <p>なお、「専門調査会」は、専門的な立場から義務教育諸学校における教科書について調査研究を行い、専門調査票を作成し、地区部会に報告します。「学校調査会」は、教科書の調査研究を行い、校長は所定の様式により、各地区の専門調査会及び地区部会に報告します。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	3. (2)
項目	調査研究報告書に、採択地区内の各学校の意向を記載すること。選定審議会（委員会）はその意向を最大限尊重して選定理由書を作成すること。
<p>(回答)</p> <p>採択にあたっては、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき、教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することとし、教育委員会が諮問し、選定委員会が調査、研究を経て作成した答申を参照し、採択を行います。</p> <p>選定委員会は、採択地区ごとに専門性の高い管理職及び教員で構成される専門調査会と、各学校の校長及び教員で構成される学校調査会を設置しており、現場教員による調査の結果が選定委員会に報告されます。調査会等が作成する資料については、文部科学省の通知に則り、採択権者の責任が不明確になることのないよう留意しつつ、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	3. (3)
項目	採択地区内の保護者・住民から公募により委員を委嘱すること。その際、文書による審査及び面接を行うなど、客観的で公正な基準を設け、それを事前に公表すること。
<p>(回答)</p> <p>大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条第2号に「委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聞いて任命し、又は委嘱する。(1)校長(2)学校教育に専門的知識を有する職員(3)区担当教育次長(区長)(4)児童又は生徒の保護者(5)教育に関し学識経験を有する者(6)学校協議会の委員(7)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者」となっております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	4.(1)
項目	<p>教育委員会で採択の決定を行う際は、調査研究委員会及び選定審議会（委員会）の報告に示された選定・推薦を尊重し、それらに特段の問題のないかぎり、これに反する決定は行わないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>採択にあたっては、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき、教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することとし、教育委員会が諮問し、選定委員会が調査、研究を経て作成した答申を参照し、採択を行います。</p> <p>選定委員会は、採択地区ごとに専門性の高い校長及び教員で構成される専門調査会と、各学校の校長及び教員で構成される学校調査会を設置しており、現場教員による調査の結果が選定委員会に報告されます。調査会等が作成する資料については、文部科学省の通知に則り、採択権者の責任が不明確になることのないよう留意しつつ、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	4.(2)
項目	これらとは異なる決定を行う場合は、その理由を表明すること。
<p>(回答)</p> <p>大阪市立小・中学校及び義務教育学校で使用する教科書については、選定委員会の厳正かつ公正な調査研究を経た答申を参照し、採択権者である教育委員会の判断と責任により採択いたします。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	4.(3)
項目	は1種ごとに、挙手等、各委員の意思が明示的に表示される方式で行い、無記名投票は行わないこと。
<p>(回答)</p> <p>本市での教科書採択につきましては、教育委員会会議を公開の場で実施し、1種目ごとに各委員の意思が明示的に表示される形で行っております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	5. (1) ①
項目	できるだけ多くの保護者、住民等の閲覧を可能にするため、公民館等の閉館時間（おむね午後9時）程度まで開催すること。
<p>(回答)</p> <p>教科書に対する保護者や市民の関心の高まりに応えるために、大阪市立図書館・区役所・区民センター・区役所出張所を「教科書センター」という名称で展示会場にあて、市内29か所の教科書センターで、令和7年度使用教科書展示会を開催いたします。</p> <p>開館日時等につきましても、展示会場により違いはあるものの、令和6年度使用教科書展示会場では、土日祝日の開館も含め、午後9時30分頃まで開館していた展示会場もございました。</p> <p>令和7年度使用教科書展示会につきましても、同様に実施ができるよう検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	5. (1) ②
項目	土・日曜日および祝日も開催すること。
<p>(回答)</p> <p>教科書に対する保護者や市民の関心の高まりに応えるために、大阪市立図書館・区役所・区民センター・区役所出張所を「教科書センター」という名称で展示会場にあて、市内 29 か所の教科書センターで、令和 7 年度使用教科書展示会を開催いたします。</p> <p>開館日時等につきましても、展示会場により違いはあるものの、令和 6 年度使用教科書展示会場では、土日祝日の開館も含め、午後 9 時 30 分頃まで開館していた展示会場もございました。</p> <p>令和 7 年度使用教科書展示会につきましても、同様に実施ができるよう検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	5. (1) ③
項目	会場にアンケート用紙を設置して保護者、住民等の意見を聴取し、教育委員会に報告すること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、保護者や学校協議会委員をはじめ市民の皆様に教科書や教科に対する理解を深めていただけるよう教科書展示会を実施しております。教科書展示会では、市民の皆様に教科書への関心を持っていただくとともに、教科書について広く意見を集めることを目的として、アンケートを設置しています。アンケートの集約結果並びに皆様からいただいたご意見やご感想につきましては、教科書採択にあたっての参考資料の一つとして、教育委員、選定委員にお伝えしてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	5. (2) ①
項目	保護者・住民等が教科書内容を知ることができるようにするため、法定展示以外にも独自の展示を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>教科書に対する保護者や市民の関心の高まりに応えるために、大阪市立図書館・区役所・区民センター・区役所出張所を「教科書センター」という名称で展示会場にあて、市内 29 か所の教科書センターで、令和 7 年度使用教科書展示会を開催いたします。</p> <p>令和 6 年度使用教科書展示会では、全ての会場で法定展示以外に法定外展示を行っており、令和 7 年度使用教科書展示会につきましても、法定外展示が実施できるよう検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	5. (2) ②
項目	開催日およびアンケートについては、法定展示同様とすると。
<p>(回答)</p> <p>本市では、法定展示及び法定外展示につきまして、保護者や学校協議会委員をはじめ市民の皆様に教科書や教科に対する理解を深めていただけるよう教科書展示会を実施しております。教科書展示会では、市民の皆様に教科書への関心を持っていただくとともに、教科書について広く意見を集めることを目的として、アンケートを設置しています。アンケートの集約結果並びに皆様からいただいたご意見やご感想につきましては、教科書採択にあたっての参考資料の一つとして、教育委員、選定委員にお伝えしてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	5.(2)③
項目	採択終了後も住民が容易にアクセスできる場所で通年展示を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、保護者や学校協議会委員をはじめ市民の皆様に教科書や教科に対する理解を深めていただけるよう、一部の教科書展示会場では通年展示を実施しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186